令和7年度 佐世保市立福石中学校







- ①登校は7時30分から行う(それまでは校舎に入らない)。8時10分までには朝の準備等を済ませ、着席する。
- ②<mark>朝の準備が済んだら朝の活動を始める</mark>。(始業8時15分)
- ③欠席や遅刻などの場合は、8時00分までに必ず学校に連絡する。
- ④遅刻した場合は、職員室玄関から入り、遅刻した理由等を職員室に報告し、教室に上がる。

2 学校生活について

- ①物の貸し借りをしない。
- ②他教室に入室はしない。
- ③安全のため、登校後は許可なく、忘れ物を取りに帰るなど、学校の敷地外にでない。 ④廊下でたむろ、座り込みなど、通行の妨げにならないように努める。
- ⑤校舎内で、走る、騒ぐ、大声を出す、奇声を発するなどしない。(マナー)
- ⑥昼休みは、運動場で過ごす。もしくは、静かに図書室などで本を読んだり、会話を楽しんだりする。
- ⑦学校生活に不要なもの(例:ゲーム機・腕時計・携帯電話・刃物・玩具・菓子類)は学校に持ってこない。部活
- ⑧平日・休日にかかわらず、自転車での登下校及び途中登校は禁止とする。
- ⑨学校生活上で問題(けんかや器物破損などのトラブル)が起きた場合については、すみやかに担任の先生もし くは、近くの先生に報告する。

3 身なり・持ち物

①学習活動をする上で、安全の妨げにならないようにする。

②顔がはっきり分かるように、前髪は目を隠さないようにする。

- ヘアピン等は目立たない大きさで華美でないものとする(黒・紺・茶など)。
- ③髪の長さが肩に掛かる場合は、ゴム紐で結ぶ。ゴムは華美でないものとし(黒・紺・茶など)、耳の付近で結ぶ。
- ④前後左右が極端に長さの異なる髪型(奇抜な髪型)をしない。デザインになるような刈り込みをしない。
- ⑤人工的な変形(パーマ等)・染髪等薬品を使った加工をしない。
- ⑥眉そり・アイプチ・まつげパーマ(ビューラー)・化粧・マニキュア・ピアスは禁止する。
- ①衛生面を考え、ジャージを制服の下に着用しない。
- ②ボタンはきちんと留める。ホックについては、儀式的な行事(式と名前の付いたもの)の際は、きちんと留める。
- ③ジャージのファスナーは最上部まで上げて着用する。(安全のため)
- ④ワイシャツの袖を捲り上げるときには、袖のボタンはきちんと留める、もしくは、折り曲げる。
- ⑤(スカート)規定のスカートで膝(前後)が隠れる程度とする。
- ⑥(ズボン)標準ストレート学生ズボンとし、ベルトをつける。
 - ⑦ベルトの色は黒・紺・茶とし、華美なものは着用しない。また、
 - ⑧ズボンのホック(ボタン)を留め、腰骨の上の位置にベルトがくるように着用する。

◇夏季

(男子)

- ①白地の半袖開襟・カッターシャツとする。
- 刺繍やマークなどの付いていないものとし、襟や袖などに特殊なデザインがあるものは禁止する。
- ②中間服は、白の長袖カッターシャツとする。

(女子)

- ①本校指定の半袖オーバーブラウスとする。
- ②中間服はベストと白の長袖カッターシャツとする。(ボックスを脱いだ状態) 上

◇冬季

(男子)

- ①学生服を着用する。学生服は標準服とし、白色のカラーをつける。(カラー不要の標準学生服は可。)
- ②学生服の下には白のカッターシャツを着用する。 (女子)
- ①規定の通学服を着用する。ボックスの下にはベスト、白のカッターシャツを着用する。

寒いときはセーター・トレーナー類をカッターシャツの上から(ジャージの場合はジャージの上から)着用してもよい が、ボックス(ジャージ)から出ないように着用すること。色は**白・黒・紺・灰**などの華美でないものとする。ただし、 フード付きのパーカー、タートルネック類は禁止。指定ジャージの着用はしない。

IIII IIII IIII III

- ①運動に適した白基調の運動靴とする。紐の色は白のみとする。
- ②体育館内では体育館シューズとし、校舎内では上履きを使用する。 体育館シューズや上履きの学年別色分けは次の通りとする。

1年:黄色 2年:赤色 3年:青色 (令和7年度)

- ③通学靴・上履き・体育館シューズのかかと付近に記名すること。
- ④校舎内での体育館シューズ、来賓用スリッパの使用は禁止とする。
- ⑤忘れた場合には、職員室の貸し出し用のサンダルを着用すること。(学年職員に申し出て借用すること。)

校内では常に着用しておくこと。男子はポケットの上部(2 cm程度)に、女子は上着の左ポケットのふちに付ける。

靴 ①**色は白**とする。

갈

- ②ポイント(ロゴ)は足首付近、**白・黒・紺・灰**などの華美でないものとし、ラインは不可とする。
- ③ショートソックス(くるぶし上部までが隠れないソックス)・ルーズソックスは禁止とする。
- ①登下校には、リュック、エナメルバッグを使用する。
- ②ビニール・紙袋等のカバンとしての使用は禁止する。
- ③バッグにつけるキーホルダー・お守りは、目印の目的で認めるが、こぶしより小さいもので1個とする。
 - ①汗拭きシート・日焼け止め等の使用は、スメルハラスメントに配慮して使用する。(スプレーは禁止。) ②手袋、マフラー(白・黒・紺・灰などの華美でないもの)は、登下校の時だけ許可する。**下足箱で着脱** し、校舎内では着用しないこと。
 - ③寒気が強まるときには、携帯用カイロ等の利用を認める。ただし、ポケットなどにしまうようにして、 見えないように利用し、使用後は必ず家に持ち帰る。
- ④寒気が強まるときには、制服の上から上着(コート・ジャンバー)を着用してもよい。その際、以下の点 の に留意すること。
 - ・制服の色に合った、黒・紺の無地単色のコート・ジャンバーとする。
 - ・<mark>ワンポイントは可</mark>とする。
 - ・材質や形は特に規定しない。
 - ・ 丈は膝より上のものとする。 (グランドコートは不可)
 - 各自のロッカーやバックに収納する。
 - ⑤クロムブックは毎日持ち帰り、情報を得る。(貸し与えられている高価なものです。個人管理。)

4 外 出

- ①部活動への参加等学校に登校するときは、通学服、または本校指定の体操服・ジャージ、各部で揃えたジャー ジ(ユニフォーム)を着用する。
- ②生徒証は常に携行する。

5 飲食

- ①校舎内外を問わず、買い食いはしない。部活動の際も同様である。 ②保護者同伴以外の飲食店への出入りはしない。
- 6 携帯電話・インターネット
 - ①携帯電話等は、家庭でルールを決めて使用する。
 - ②他人を誹謗中傷する書き込みやメールをしない。
 - ③インターネット上に、自分や友達の名前、住所、顔写真等、個人に関する情報を公開しない。 ④SNS の使用については、本人・保護者の責任によるものとする。

 - ⑤県教育委員会発行の「SNS ノート長崎」を参考に、SNS 等を適切に使用できるよう努力する。

7 外出時間

- ①年間を通して午後6時までに帰宅する。ただし、部活動・通塾は除く。
- ②長崎県青少年育成条例により、午後11時以降~日の出までの外出については、保護者同伴であっても場 合によっては補導対象になる。
- ③友人宅への外泊は禁止とする。また、大人がいない友人宅には上がらない。(トラブルの原因)

8 異行物等

- ①原則として保護者同伴とするが、映画館については、保護者の許可があれば、利用を可とする。
- ②生徒だけでのゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ等の遊技場への出入りは、禁止とす

判断に迷った場合は、勝手に判断せず、生徒指導の先生に確認すること



No. 2 1 4 0

生 徒 証

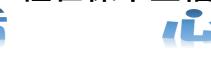
氏名 _福石 太郎

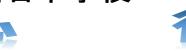
佐世保市干尽町2番10号

本校の生徒であることを証明する。

会和 年4月1日 今和 年3月31日

佐世保市立福石中学校校長表





m m m m m